

### 上下水道使用料のお知らせ

今回、お知らせしました料金については翌月にご請求させていただきます。

納付書発送日 15日  
口座振替日 月末(休日・祝日については翌営業日)  
再口座振替日 納期月の翌月14日  
(休日・祝日については翌営業日)

料金についてのお問い合わせは下記にご連絡ください。

#### 関市役所

- 水道課 (0575) 22-3131 (代表)
- 戸戸事務所 (0581) 58-2111 (代表)
- 板取事務所 (0581) 57-2111 (代表)
- 武芸川事務所 (0575) 46-2311 (代表)
- 武儀事務所 (0575) 49-2121 (代表)
- 上之保事務所 (0575) 47-2001 (代表)

※お問い合わせの際は、水道番号をお知らせください。

#### お願い

- 料金が異常に高い場合、漏水していないか確認してください。  
確認方法  
① 宅内の蛇口を全て閉める。  
② 水道メーターのパイロットがまわっているか見る。



少しでもまわっていたら漏水です。お近くの関市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

※転居、転出の際は水道課又は各事務所まで必ず届出をしてください。(印鑑を持参してください。)

### 使用水量と料金のお知らせ

道順番号  
水道番号 口径 mm  
メータ番号 検針人

使用者・設置場所

水道の設置場所

使用者名

使用期間

検針日

の使用水量と料金は下記のとおりです。

	水 道	下 水 道
今回指示数		
前回指示数		
日メータ水量		
使用水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
料 金	円	円
合計料金		円

検針日のメーターの指示数

今回の使用水量

翌月の請求金額

#### 【通 信】

この通信欄には検針の結果に応じて、「使用水量が多いのでお知らせします。」  
「漏水していないかお確かめください。」  
などのメッセージが印字されますのでご注意ください。

#### 口座振替済通知書(領収書)

使用月分	振替日	水道使用料	下水道使用料	合計料金
		円	円	円

上記のとおり、口座振替により領収いたしました。

関 市 長



漏水の確認方法、修理についての説明が記載してありますので表の通信欄にメッセージがありましたらご確認ください。

# 水道料金の お知らせ票に ついて

現在、水道の検針は市内を偶数月検針と奇数月検針の2つの地区に分けて行っています。

検針の際には上記の「使用水量と料金のお知らせ」をお渡ししています。

検針の結果により水量に異常が見られた場合は通信欄にその旨のメッセージが印字されます。そのメッセージが「使用水量が多いのでお知らせします。」や「漏水していないかお確かめください。」というものでしたら、裏面の「お願い」を読み、漏水の確認を行ってください。もし、漏水であった場合は、関市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

漏水であった場合、一定条件を満たす方については、料金の減免がありますので詳しくは水道課までお問い合わせください。

照会先

水道課 ☎ 23-6780